

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県岩船郡関川村

2. 構造改革特別区域の名称

関川村どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

関川村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

関川村は、県都新潟市の北東にあり、山形県置賜地方に隣接しており、県内では村上市と胎内市に隣接している。

村の広がり、東西に約 20 km、南北に 30 kmほどあり、飯豊連峰、朝日連峰などに囲まれ、一級河川荒川とその支流に沿って形成された盆地である。

面積は、東京 23 区の半分よりも広い約 300k m²。荒川流域の一部を除き、起伏が激しく、標高 100m 以下の面積は全体の 14.7%にあたる 44k m²だけである。

村の中央を流れる荒川は、村内流路延長が 31 kmあり、また支流として女川、大石川などがある。山岳は、杵差岳、光兎山などがある。

土地利用の状況は、総面積の 87.5%が林野であり、その 70.9%を国有林が占めており、耕地はわずか 5.1%にすぎない。

交通状況は、村域の中央を東西に横断する国道 113 号と JR 米坂線、それに南北に縦断する国道 290 号がそれぞれ通っている。最寄の高速道 IC は、隣接地・村上市にある日本海東北自動車道・荒川胎内 IC で、村中心部から約 15 kmの位置にある。

(2) 人口と世帯の動向

1960 年（昭和 35 年）に 11,528 人あった村の人口は、2010 年（平成 22 年）には 6,438 人まで減少し、50 年間で 44.2%も減少した。

年少人口（1～14 歳）は 1960 年に 4,072 人だったが、2010 年には 697 人と激減し、高齢人口（65 歳以上）は 707 人から 2,309 人と急増。少子高齢構造となっている。近年の年間出生数は 50 人を割り、自然動態、社会動態ともにマイナスである。

一方、世帯数は 2010 年（平成 22 年）で 1,941 世帯。ほぼ横ばい状態にあり、核家族化の進行とともに一人暮らしや高齢者世帯が増加している。

(3) 産業の状況

2010年（平成22年）における就業者の産業割合は、第一次産業が20.2%、第二次産業が30.5%、第三次産業が49.1%であり、就業者の約半数が第三次産業に従事している。

第一次産業では、稲作を中心に、しいたけの生産や畜産が行われており、岩船コシヒカリ、荒川シイタケ、村上牛などのブランドで市場の評価を得ている。

第三次産業では、村にある温泉旅館などの観光業を始めサービス業への従事者が多く、村の産業は、昭和40年代以降、第一次産業から第二次、第三次産業へとシフトしている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村は、自然豊かな中山間地であり、良質米コシヒカリの産地となっている。これは、自然の恵みによるものが大きいですが、農業従事者の減少や後継者問題から農地の耕作放棄や里山の荒廃が進んでいる。このことは、地域経済に深刻な影響を与えているだけでなく、生産意欲をも低下させ、国土・自然環境の悪化、更には里山の水源かん養機能にも影響を与えかねないと懸念されている。こうした課題を克服し魅力ある村づくりを進めていくために、都市との交流事業を進めながら地域活性化に努めている。

そこで、当村の地域資源を活かしながら構造改革特別区域計画に取り組むことで、これがきっかけとなって農業生産団体や農家、村民の意識改革につながり、住民自らが自信と誇りをもって地域づくりに参画していくことを期待するものである。また、濁酒の生産は新たな観光資源として期待でき、新たな起業への起爆剤となり、農家等のグリーン・ツーリズムへの取り組みが促進され、都市と農山村の交流を更に深化させ、交流人口の増加、更には地域経済の活性化に資することができるものとする。

6. 構造改革特別区域計画の目標

濁酒醸造は農家自ら生産する米が原料であることから、地場産業の取組を促進する。さらに、特産品の開発や農家カフェなどに取り組む農業者との連携、温泉旅館業との相乗効果を目指すものである。

人口の増加は望めない状況下ではあるが、農業と観光業を融合させたグリーン・ツーリズムの発展と交流人口を増加させ、相互の更なる振興と地域全体の活性化を目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

濁酒の特産品化によって知名度の向上で誘客が促進され、交流人口の増加に伴い地元産物の消費が拡大される。また、農家民宿の営業と濁酒醸造によって農家所得が向上し、農業経営の新たな手段としての農家の意識改革も期待される。

また、既存の温泉旅館と農家民宿との相乗効果によって、温泉入込数・観光客数が増加するとともに、お互いが刺激し合うことでやる気を奮い起させ地域おこしにつなげる。そして何より農家の自信とやる気、誇りをもって営農に取り組む効果に大きく期待するものである。

○新規起業

農家民宿やどぶろく醸造などの地域に根ざした新たな起業が期待される。

	現 在	平成 25 年度目標	平成 30 年度目標
農家民宿数	0 件	1 件	5 件
自家製による酒 類製造件数	0 件	1 件	3 件

○観光客の入込数

農家と旅館業との相乗効果によって来客数が増加し、地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大にも期待される。

	平成 24 年度	平成 26 年度目標	平成 30 年度目標
観光客総数	567,000 人	580,000 人	650,000 人
内、温泉客数	42,500 人	46,000 人	70,000 人

資料：関川村観光統計

○農家所得の向上

交流人口の増加に伴い地場産物の消費拡大が期待される。

	平成 18 年度	平成 26 年度目標	平成 30 年度目標
農家 1 戸当たり 生産農業所得	1,253 千円	1,270 千円	1,370 千円

資料：農林水産省

8. 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称 707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

新潟県岩船郡関川村の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置によって、民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品として位置づけ、来村者に提供することで、グリーン・ツーリズムにおける誘客の促進と交流人口の一層の拡大が図られる。また、地域の農業者に新たな農業経営の可能性を示し、地域活性化に寄与するものである。

なお、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査対象となる。村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。